

## 総務本部内規

- 1 本連盟規約第 34 条第 3 項の規定及び業務運営要項第 11 の規定に基づき総務本部内規を定める。
- 2 総務本部は、業務運営要項第 5 に規定された次の業務及び所管の委員会の事務等を処理する。
  - ア 会議運営(評議員会、理事会、総務本部会)に関する事
  - イ 規約ならびに規程等に関する事
  - ウ 予算、決算に関する事
  - エ 予算の調整に関する事
  - オ 特別会計に関する事
  - カ 財産の管理に関する事
  - キ 所属団体に関する事
  - ク 上部団体及び関連団体に関する事
  - ケ 事務局運営に関する事
  - コ 会員登録に関する事
  - サ 公認資格者登録に関する事
  - シ 公認資格者の加入、辞退、移籍事務に関する事
  - ス S A T スキー年鑑の発行(広告、賛助会員関係を含む)に関する事
  - セ 傷害保険の管理に関する事
  - ソ ホームページ運営委員会その他総務本部所管の委員会に関する事
  - タ 他本部に属せざる事項
- 3 総務本部は、担当理事及び部を担当する部員をもって構成する。
- 4 総務本部会は、総務本部長が招集し、必要に応じて会長、副会長、理事長及び専門部関係者の出席を要請する。
- 5 この内規は、昭和 49 年 10 月 5 日から施行する。
  - 平成 8 年 11 月 16 日一部改正
  - 平成 16 年 10 月 30 日一部改正
  - 平成 22 年 10 月 23 日一抜改正